

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（抜粋）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（規制基準の遵守等）

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。）をさせてはならない。

（へい等の設置）

第77条 工場又は指定作業場においては、第68条第1項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

（指定作業場の設置の届出）

第89条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 指定作業場の種類及び作業の方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定作業場の変更の届出）

第90条 既に設置している指定作業場に係る前条第2項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない

（計画変更命令）

第91条 知事は、前二条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る指定作業場が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から30日（次条第二項の規定により同条第一項の期間を短縮したときは当該短縮期間）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、

汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置、作業の方法若しくは燃料の質に関する計画の変更又は当該指定作業場の設置若しくは変更に関する計画の廃止を命ずることができる。

- 一 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が第68条第一項に規定する規制基準を超えるとき。
- 二 使用する燃料が第69条第一項に規定する基準に適合しないとき。
- 三 第70条に規定する集じん装置を設置しないとき。
- 四 第71条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置するとき。
- 五 有害ガス取扱施設の構造が第72条に規定する基準に違反するとき。
- 六 第73条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置しないとき。
- 七 第74条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置しないとき。
- 八 有害物質取扱施設の構造が第75条に規定する基準に違反するとき。
- 九 地下水の揚水施設の構造等が第76条第一項に規定する基準に違反するとき。
- 十 第77条に規定するへいその他の必要な設備を設けないとき。
- 十一 自動車の出入口が第79条の規定に違反するとき。

(実施の制限)

- 第92条 第89条又は第90条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る指定作業場を設置し、又は当該届出に係る事項を変更してはならない。
- 2 知事は、第89条又は第90条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用規定)

- 第93条 第87条の規定は、第89条の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第87条中「当該認可に係る同条第2項第一号若しくは第二号に掲げる事項」とあるのは「当該届出に係る第89条第一号若しくは第二号に掲げる事項」と、「当該認可に係る工場」とあるのは「当該届出に係る指定作業場」と読み替えるものとする。
- 2 第88条の規定は、第89条の規定による届出をした者から当該届出に係る指定作業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者につて準用する。